

告示

埼玉県選管告示第七十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

平成二十七年十二月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

旧	新	施設の開設主体及び名称	所在地
身体障害者療護施設白鳥園	社会福祉法人幸生会 障害者支援施設はくちよう園	社会福祉法人幸生会	埼玉県羽生市大字上川俣千四百八十六番地一